

○議事日程（令和5年12月20日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

---

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子
5番	北倉 義博	6番	岩永 義仁
7番	吉田 太郎	8番	早崎 百合子
9番	野村 永一	10番	松永 民夫
11番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

---

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地 憲元	副町長	田中 一也
教育長	森島 恵照	総務部総務課長	近藤 晴彦
総務部 企画財政課長	尾前 眞理	総務部税務課長	永嶺 早苗
住民福祉部長	近藤 真由美	住民福祉部 住民環境課長	伊藤 めぐみ
住民福祉部 健康福祉課長	藤田 勝彦	住民福祉部 子ども課長	香川 明美
産業建設部長	大倉 修	産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中 修
産業建設部 建設課長	吉村 和人	産業建設部 水道課長	加納 康宏
会計管理者	松岡 弘泰	会計課長	若山 実穂
教育委員会 教務局長	中島 恵美	教育委員会 教育総務課長	大橋 嘉代
教育委員会 生涯学習課長	西脇 直樹	消防長	高橋 正人

消 防 次 長 兼  
消 防 課 長      大 倉      巧

消 防 次 長 兼  
消 防 総 務 課 長      古 川 博 規

---

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長      中 島 和 哉

議 会 事 務 局 書 記      國 枝 利 法

(開議時間 午前9時30分)

○議長(野村永一君) おはようございます。

令和5年第4回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(野村永一君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、執行においては、川口総務部長が療養のため欠席しますので、御報告いたします。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

ただいまから令和5年第4回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

---

○議長(野村永一君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、7番 吉田太郎君、8番 早崎百合子君を指名します。

---

○議長(野村永一君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長(野村永一君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、6名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、6番 岩永義仁君。

○6番(岩永義仁君) ただいま御指名を受けました養老の未来を守る岩永義仁です。

今回は2つの項目について質問を行いたいと思います。

まずは1つ目、新食肉施設の建設に関してを行います。

今年の6月議会において、新食肉施設の用地取得に係る費用の正確な見積りを出すための調査費が補正予算にて計上されました。これは、40億とも50億ともかかると言われている施設の建設用地を取得するためだけにかかる費用、こちらが実際のところ幾らかかるのかを把握するためのものと認識しています。

予定地にある企業への補償額などは、これまでは億単位で誤差が出るという何とも不安定な内容の説明でしたが、今回のこの調査が終われば、実際の数字が分かるようになります。予算計上から半年が経過したので、現状について説明を求めたいと思います。

次に、これも6月議会の一般質問で初めて明らかになった建設予定地の地区への住民説明会、建設予定地区は今年になって初めて実施されるとのことでした。独自の調査によると、この説明会は地区側から拒否をされ、住民説明会ではなく意見の交換会という形で実施されたと聞いています。地元の方々からすれば、これまで何年間も建設に関するうわさを聞くばかりで、行政からの説明もなく、いきなりこの場所に建設することが決まりましたと言われてからの説明会をやらせてくださいです。さぞ行政への不信感が大きかったのでしょうか。しかも、これまで聞いていたうわさは単なるうわさ話ではなく、実際にそうだったという、やっぱりなという感も相まっただけのことでしょう。建設予定地選定のために行われた会議についての情報開示請求をのり弁状態で秘匿したのも当然の回答をしたぐらいですので、当然といえば当然の結果と言えます。

その後、担当課では建設予定地区に直接赴いて、何と一軒一軒戸別に説明をして回っているということが議会に報告され、大変驚きました。過去、例に見ない対応を行ったわけですが、それでどうなったのか、状況についての説明を求めます。

3点目、建設予定地の用地取得に関して、今後のスケジュールについての概要説明を求めたいと思います。

以上の3点についての答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） ただいまの岩永議員の御質問につきまして、実務的な内容でございますので、私のほうから御回答申し上げます。

3点ございましたが、まず1点目、調査の実施状況につきましては、本事業費の計上につきましては、建設地の決定がなされた後に速やかに各種調査を実施する必要があることから、予算計上させていただいたものでございます。現時点では、建設候補地の該当区の住民の皆様との説明会や意見交換会を行っていることから、事業の実施には至っておりません。

次に、2点目の地域での住民の説明の関係でございますけれども、建設予定地の区での住民説明会につきましては、議員御発言のとおり、当該区のほうから説明会ではなく意見交換会をという御意見でございましたので、現在までに意見交換会として2回開催をしております。

また、この意見交換会には、いずれも当該区の世帯数の半数程度の御参加でしたので、多くの方から御意見を伺いたいということから各戸にお伺いしたものでございます。

これまで、ほぼ全ての世帯で御意見等を伺えたところでございますが、賛成・反対の御意見ではなく、こういったところが課題、問題と考えるおられるのかということのほ

か、このようにしてほしい、ここはどうなるのかなどといった要望など、様々な御意見を頂戴したところでございます。まだまだ事業に対する不明点等もあるかと存じますので、引き続き戸別訪問を実施してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に3点目、今後のスケジュールということでございますが、この事業を県下全市町村及び関係団体の62の団体で構成する岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会が協議する中で開設時期は令和11年と示されておりますので、地元養老町といたしましても遅くとも令和7年度末までには用地を取得できるよう進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問を行います。

すらすらひょうひょうとお答えになられましたが、内容を聞く限り、まだ調査の実施も始まっていないということで、実際のところ大変用地取得に向けては厳しい状況がうかがえるなというふうに今感じました。

また、さらに今後も戸別訪問を担当課で行うということで、職員の人的リソースの消費、消耗というのも大変気になるところですけれども、今回のこの話、ずうっと言っていますけれども、今、役場の町ホームページにも掲載されている新食肉施設の基本構想、こちらにも書かれておるんですけれども、そもそも県内42市町村のオール岐阜で造るとうたっている施設を建設するに当たって、養老町が単独で、本来なら町民のため、町のためのお金を何十億も使い土地を買って、事業主、事業主体に提供するという構図がおかしいと思っています。

町長へ提案したいと思います。

現在の町食肉施設が老朽化で、じきに使えなくなるというのは分かります。どうせお金を使うのなら、町の食肉施設を普通に町が建て替えたらどうでしょうか。これなら現在想定されている費用、土地取得費用の何分の1かで建て替えできると思うんです。いやいや、県の協議会で決まったことだからそれは無理ですよという答弁が出るのが想像できますが、そこは町の未来へ重大な責任のある町長です。県が相手でも、ほかの自治体が相手でも、一歩も引かずに町と町民のために必要な主張はしていただき、取るべき措置を取っていただきたいんです。このままだと町の未来の財政を疲弊させるだけになってしまいかねません。見解を求めたいと思います。

スケジュールについては令和7年末までとのことでしたね。

先ほどの町のホームページに載っている新食肉施設の基本構想なんですけれども、こちらの岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会の電話番号が携帯電話の電話番号になっているんですけれども、これは合っていますかね。かなり高レベルな公的機関だと思うんで

すけれども、こちらの連絡先、携帯電話の番号、個人なんですかね。この点、把握しているようでしたら説明してください。どこにつながって、誰がこの携帯電話の電話口に出るのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の再質問にお答えさせていただきます。

これは、もう県下オール岐阜でやっていくということで決められておる事業でございますので、その辺のところは御理解いただきたいと思います。

岐阜県食肉基幹市場の建設促進協議会で進めている計画につきましては、オール岐阜体制で推進していくこととなりますので、現時点で町単独での施設の建て替えは考えてございません。

あと、先ほどおっしゃられました促進協の携帯電話とおっしゃられますけれども、促進協の事務局は県内JA関係の5の連合会がございます。その中にJA全農岐阜、農協会館というのがございますので、そちらが岐阜市宇佐南4丁目13の1番地、そこの携帯、担当事務局ですね。そちらのほうに、随時対応できるように携帯電話のほうにかかるといって計画の中には表記させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○6番（岩永義仁君） 議長、どこにつながって誰が出るのか。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） すみません、促進協の事務局で、うちのほうから事務局員が出向で行っておりますので、その者か事務局のほうで対応できるということになっております。よろしくお願ひいたします。

[6番議員挙手]

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 新食肉施設の基本構想にしっかりと明記されている「オール岐阜体制で整備を目指す」というのが本当なら、42市町村でお金を出し合って土地を購入するのが適当なんじゃないかというふうに考えます。先ほど町長が力強く町単独では建て替えないというふうにおっしゃいましたが、なぜ養老町だけが莫大な借金を抱えて単独で土地を買って提供しなきゃいけないのか、どうしても理解に苦しみます。

今回の一般質問は、用地取得費用の算定状況と建設予定地地区への対応、そして今後の予定、進め方を確認するのが目的でしたので、この辺りで終わりにはしますが、次回以降の一般質問でもう少しこのお金の部分、町の負担について深掘りしていきたいと思っております。

続きまして、2つ目の質問に移りたいと思います。

3年ほど前になるかと思いますが、発掘等の学術調査を終えた千人塚1号古墳、以後は「千人塚古墳」と称します。今年の秋頃に今後の古墳の保護や見学等の活用について

の方針が決まり、地元地域にその報告が行われたとの情報を得ました。調査を行っている当時はメディア等にも取り上げられ、もしや重大な発見があるのではないかと関係者の期待と関心を集めた千人塚古墳です。今後の方針について説明を求めたいと思います。

○議長（野村永一君） 西脇生涯学習課長、自席にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 岩永議員の質問について、実務的な内容でありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

千人塚1号古墳は、令和元年度に埋蔵文化財包蔵地の試掘・確認調査を行いました。その結果、貴重な遺跡であるという可能性が高まり、令和2年度の範囲確認調査で、そのことが明らかにできたことから、土地所有者と協議し、土地の寄附を受けました。

また、令和3年度には、古墳上の倒壊の危険のあった廃屋を撤去するとともに、情報が不足していた範囲についても発掘調査を行いました。

令和4年度には発掘調査の結果をまとめた報告書を作成し、これに基づいて町の史跡指定について養老町文化財保護審議会に諮問いたしました。

令和5年度には、養老町文化財保護審議会の答申を踏まえ、町史跡に指定したところであります。

地元住民とは、調査終了後より古墳の保護・整備について協議しておりますが、その詳細な内容については現在も協議中です。

なお、整備のための基本的な方針としましては大きく2点あり、1点目は、町史跡の保護・保存を第一とし、その維持管理を適切に行うこと、2点目は、史跡活用に向けた整備に当たっては、史跡の内容が分かる看板を設置するほか、安全性の確保に留意し、危険場所の明示や安全な見学位置を指示することを検討しております。

なお、駐車場といった新たに用地の取得を必要とする整備は現在のところ考えておりません。以上であります。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問を行いたいと思います。

貴重な遺跡としての期待が大きかったので、今後について少し控え目な内容かなというふうには感じますが、方針が決まったということを大変喜ばしく感じております。

今回の古墳もそうですが、文化財というものは学術価値を考慮しての保護・保存と町の観光資源としての利活用の促進、私自身が学芸員の資格を持つ者として、また一方でまちづくりを専門に学んだ者として、両者の方向は相反するもので、共存はとても難しいというふうに考えております。町としては、この点をどのように考えているのか、その見解をお聞きしたいと思います。

町内にはほかに、象鼻山古墳群や千体仏、刀鍛錬所跡の直江志津や平安から鎌倉時代へと続く歴史のワンシーンとなる源氏橋等々、考古学や歴史ファンをうならせる史跡

が数多くあります。

○議長（野村永一君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 岩永議員の再質問にお答えします。

文化財保護法第1条には、この法律は、文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とするというふうにあります。文化財を保存するとともに活用することが求められています。

しかしながら、本町では活用に向けた取組は十分ではないと考えています。町内の史跡は個人の所有地にあるものが多く、個人財産を保護しながら学習や観光等に活用するのは様々な課題があるからです。地域を含めた関係者とも協議を重ね、進めていく必要があります。

このような中、町では「養老町の歴史文化資源」として、町の文化財や文化資源をデジタルデータとしてアーカイブ化し、ホームページに公開しています。その特徴は、画像で見ることができる、テキストで文化財の説明を学ぶことができる、位置情報を盛り込み、その場所を確認できるというものです。言わば、デジタルの博物館として活用していただいています。

さらに、ホームページには古道のウォーキングマップを掲載し、現地を歩き、そこにある文化財の情報を得ることができるようにしています。また、毎年夏休みには、タキゾウくんのクイズラリーとして、町内の文化資源を巡り、学ぶ取組も行っています。

今後は、このようなデジタルコンテンツについて、さらに多くの方に知っていただくということが大切だと考えておりますので、そのことに努めてまいりたいと思います。

一方で、今年11月4日には象鼻山フェスタが日吉自治町民会議の主催で開催されました。地域の誇りである象鼻山及び古墳群を町内外に発信する取組で、地域の文化財を大切に守りながら地域を活性化させるものでした。まさに史跡を活用したイベントの在り方として、今後のモデルを示していただいたと考えています。このような地域住民が連携した取組がさらに広がるように、町としても協力し、啓発していきたいと考えます。

文化財の活用は、文化財の価値や魅力を広く社会に伝えることで、地域住民や町民の皆さんが、あるいはさらに多くの方が愛着を抱き、保護に関心を持っていただくことが大切であると考えております。文化的な価値を踏まえて、観光や地域行事等様々な機会や場で活用することができるよう今後も工夫を検討してまいりたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 今、教育長がおっしゃるように、デジタルアーカイブ、今後はそれこそVRで、現地に行かずとも見ながら、そのリアリティーを体感するような時代になるのかなというふうなものも想像しております。

文化財というものは、注目を集めてこそ手厚い保護ができるという面があります。そ

して、有効に活用してこそ、町の財産としての価値が高まります。いずれは史跡巡りツアーのようなもので町外から多くの人々が養老を訪れる、そんな日が訪れることも願っております。

今回の質問をきっかけに、皆さんにも歴史的価値のある史跡や文化財というものについて、その今後についても考えてみてほしいなというふうに思っております。

このことを申し上げ、今回の私の一般質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 以上で、6番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

次に、10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 御無礼をいたします。

議長の発言の許可を得ましたので、2点について質問をいたします。

まず、1点目ですが、遊休施設の現状と利活用についてを質問いたします。

この質問は、平成30年6月議会、令和2年12月議会に続いて3度目の質問となります。平成30年の時点においては、遊休施設は6か所で年間の維持管理費は375万円ほどとの答弁がございました。令和2年では11施設、年間の維持管理費は年間61万3,000円ということでした。そこで、現在の養老町の遊休施設の現状と年間の維持管理費はどのようになっているかを質問いたします。

また、遊休施設の利活用、利活用できない施設の除却、解体はどのように考えているのか。令和3年の6月議会の私の質問の中で、公共施設の統廃合、集約化の中で、聖域なく統合、再編、廃止を検討していくという答弁がございました。

そこで、現在、保健センター、老人福祉センター及びシルバー人材センターを統合して現在休館している町民プールへ移設をし、仮称ですが、町総合福祉センターへの計画がされております。

今年の6月議会において、基本設計料として1,050万円ほどが補正計上されました。この基本設計は、私ども議会へ担当課から説明があった設計図でございます。今後、その1,050万を基に詳細設計がされると思っておりますが、今後のこの計画の年次的な計画、どのように考えておられるのか。また、この事業に関しては、相当な事業費が考えられますが、事業費の総額、どのように考えておられるのか。答えられる範囲内で結構ですので、御答弁をお願いします。

この事業が完成しますと、現在の保健センター、老人福祉センターの施設は多分廃止されると思いますが、この両施設の処遇をどのように考えておられるのかを質問いたします。

○議長（野村永一君） 吉村建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（吉村和人君） それでは、松永議員の町内の遊休施設の現状と今後の対応につきまして、実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答のほうをさせていただきますと思います。

当町の公共施設につきましては、公共施設等の統廃合を含む適正な再配置及び財政負担の軽減・平準化を目的として、公共施設やインフラ施設の実態を把握し、長期的な視点に立った公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等の総合的な計画として、養老町公共施設等総合管理計画を策定しております。

御質問いただきました遊休施設につきましては、用途廃止済み、かつ現在利用していない施設を分類ごとにまとめますと、文化施設は5か所で、その内訳は旧国際学習会館、旧むつみ集会所、旧泉集会所、旧のぞみ集会所、旧めぐみ集会所でございます。

スポーツ施設は1か所で旧町民プール、保養施設は1か所でよろろ湯、幼保・こども園施設は3か所で、内訳は旧船附こども園、旧養北こども園東園舎、旧こぼとこども園でございます。最後に、福祉施設は1か所で旧福寿荘でございます。

以上、11施設の維持管理費につきましては、令和5年度予算ベースで、光熱水費、火災保険料、保守点検の委託料などで約214万円でございます。

公共施設につきましては、総合管理計画において建物の状態や施設機能、利用状況等を調査し、おおむね方針を決定しておりますが、地元や関係団体の意向を伺いながら今後の建物の利活用についても協議しているところでございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 藤田健康福祉課長、自席にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） 旧町民プール施設の利活用の進捗につきましては、私のほうから御回答させていただきます。

令和3年2月の養老町行財政改革推進審議会の答申を受け、令和4年度に養老町公共施設検討会を設置し、利活用について協議いただきました。

協議の結果、公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の統廃合にも一致する保健センター及び老人福祉センター（社会福祉協議会）の統合を主とする利活用について、町財政において過度な負担にならないことを付け加えた方針を受け、福祉関係団体より意見を頂戴し、基本設計を実施いたしました。

また、早期実現に向け、基本設計を基に実施設計（詳細設計）を行うべき、6月に補正予算を計上し、可決いただきましたことは御承知のとおりでございます。

しかしながら、実施設計の実施に際し、基本設計前の想定していなかった施設の老朽化などへの対応や、より使いやすくするための施設の改修及び資材高騰などのため、基本設計を基にした改修工事を行うことは再考の必要があると判断いたしました。

また、補助メニューの確認等を行っておりますが、財源の確保について苦慮しております。

保健センター及び老人福祉センターも老朽化していきますので、今後の維持管理費を考え、両施設を軸とする施設統合は今後の福祉政策の軸として当町において必要であるとは考えていますので、将来、持続可能な運営ができる施設としての改修の検討を行っているところでございます。多くの方に利用していただける施設にするために、財源の

検討を含め、早期実現に向けて取り組んでまいります。

別施設への施設統合後の保健センター及び老人福祉センター、両施設につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、経費の平準化を考慮しつつ、除却し、返還及び売却等を行うことになると考えています。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（野村永一君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） ただいま答弁をいただきましたが、この総合福祉センター計画、私は計画としてはすばらしい計画だと思っております。現在、保健センターは中央公民館の隣、老人福祉センターは高田の町の中、駐車場も老人福祉センターは狭くて、なかなか集客が難しいというような施設でございますが、これを今回、町民プールへ一括して、そこで総合的に福祉センター計画をされたということは本当にすばらしい事業だと思っております。

ぜひ、この計画に基づいて実施をしていただきたい。そのためには、やっぱり財源の確保、これは必要になります。そして、詳細設計に入りますと、年次的な計画、スケジュールが必要になります。しっかりと財源確保をしていただきたい。このためには、国の交付金や補助金、これがどのように対応できるか、これもそれぞれの課でしっかりと検討していただいて、ぜひこれは成功させていただきたいと思えます。

その中で町民プール、先ほど基本設計をやった中でいろいろと問題があったというようなことですが、耐震設計とか、そういうことは大丈夫かということと、特に保健センターですが、あそこは全部借地と聞いております。その隣接している駐車場も借地と聞いておりますが、全体の借地面積と年間の借用料は現在どのようになっているかを質問いたします。以上です。

○議長（野村永一君） 藤田健康福祉課長、自席にて補足して答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） すみません、2点目の経費についてというところだけ、事務的な内容が含まれますので、私のほうからお答えさせていただきます。

借地面積は1,361平米、借地料につきましては134万5,080円でございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 松永議員の再質問にお答えさせていただきます。

旧の町民プールの施設につきましては、耐震基準は満たされております。そういうような報告を受けております。

また、改修に係る事業の年次計画につきましては、現在、基本設計の内容を、先ほども言いましたように精査している状況でございます。詳細設計、実施設計を行うときにはやはり年次計画を立て、進捗を図ることとなりますので、現段階ではできておりません。

また、この実施設計後、再度議論が必要な場合もあるというふうに考えております。事業費もそうでございますけれども、現在、基本設計を基に実施設計の内容について検討していますので、この実施設計の工事費が積算されるまで、ちょっと事業費等の算定は難しいというふうに思っております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（野村永一君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 現在、遊休施設、11施設あるという答弁をいただきましたが、再利用しない施設については、速やかに除却、解体すべきと考えます。なぜかといいますと、3年前ですか、旧池辺小学校体育館、5年ほど前に解体を予算化して1,500万円ほどで解体できるのが、5年ほど後ろへずれまして解体費用が3,000万になったというような経緯がございます。

この再利用しない施設、老朽化している施設、これは速やかに私は解体して何らかの対処をすべきと考えますが、その点に対して、財源も確保が必要となりますが、その考えをお聞きして、この質問を終わります。

○議長（野村永一君） 吉村建設課長、自席にて補足答弁。

○産業建設部建設課長（吉村和人君） 松永議員の再質問につきまして御回答のほうをさせていただきます。

遊休施設は過去から増減しながら、現在では11施設となっております。用途廃止した公共施設の利活用につきましては、地元や関係団体の御意見も伺いながら協議しているところでございます。

将来的に利用しないと判断した場合には除却することになります。除却事業は一般財源のみで実施することは非常に大きな財政負担を伴いますので、財源の確保が必要となります。現時点で考えられる主な特定財源は地方債となりますが、その活用は慎重に判断しなければなりませんので、まずは国や県等の交付金や補助金制度をよく研究し、財政負担を可能な限り減らし、平準化した形で実施できるよう、関係機関と連携して調査・研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（野村永一君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 2点目の質問に入ります。

企業誘致対策についてを質問いたします。

養老町は、国道258号線が通っており、また大垣インターにも近く、東海環状の養老インター、養老サービスエリアのスマートインターが開通し、また海津スマートインターが下池の地内で建設が予定され、交通の利便性が一段と向上をいたしております。近年では、サラダコスモの企業誘致が成功いたしております。そのほか、大きな企業誘致が見当たらないのが現状であります。

そこで、養老町の企業誘致に関わる用地の対応はどのようになっているか。農地転用し、誘致できる用地の現状はどうなっているかを質問いたします。

その中で、スーパーサンシが10年ほど前から池辺の瑞穂地区での開発を計画し、地区での説明会も行い、平成29年2月に農地転用と開発許可が認可されました。2年ほど前には総面積約13万平米が買収をされました。その中には養老町も導水路部分1万2,257平米を売却しております。この養老町の道路には水道管の本管も布設をされております。

農転が終了し7年以上経過し、買収後も2年以上たっております。その後、一向にまだ開発に関して地元への説明はありません。養老町も農転の申請から導水路売却等、大いに協力しております。開発に関してどのように養老町として対応されているのかを質問いたします。

また、農転後の用地への課税の状況についても併せて質問をいたします。以上です。

○議長（野村永一君） 竹中産業建設部参事、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま松永議員の御質問でございますが、実務的な内容に関わりますので、私のほうから御回答申し上げます。

スーパーサンシ株式会社が開発予定地としている約13ヘクタールの用地につきましては、定期的に状況の把握に努めておりますが、現時点で進捗は見られておりません。

工事の進捗状況につきましては、コロナ後の景気は緩やかに回復しているが、企業の先行きに不透明感もあり、事業計画どおりには至らない状況との報告を受けています。

今後につきましても、事業者に対し、計画が進められるよう引き続き働きかけてまいりたいと存じます。

○議長（野村永一君） 永嶺税務課長、自席にて答弁。

○総務部税務課長（永嶺早苗君） ただいま松永議員より質問のありました農地転用後の用地への課税状況につきましては、実務的な内容となりますので、私のほうから御回答させていただきます。

当町では、以前から納税者有利の観点で、転用許可の下りた全ての土地について、転用がされるまで現況に変化がないことを確認した上で農地として評価することとしておりますので、該当の用地につきましても農地として課税しております。

また、道路につきましては1月1日時点での現況となりますので、公衆用道路として非課税としております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（野村永一君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再質問いたします。

開発に関しては養老町も大いに関わっていく必要があると私は考えておりますので、担当課で企業としっかりと協議をしていただきたい、そのように思っております。

なぜかという、開発されれば、あの中に道路、また排水路等の布設が必要となりま

すので、養老町としても関わる必要があると私は考えております。

そしてから、農転が終了した土地、これは農地ではなく、私は一般雑地と考えております。現在の地目はどのようになっているか。

また、1月1日の時点では道路として使っておりましたが、今年の3月ですか、地元の区長会、区において、私有地の中の道路で事故等が発生した場合、大変困る事態になるかということで、私有地の道路は通らないということで、現在このように一切通らないように地元のほうでお願いをして、ここは道路として現在使っておりません。こういう状態になりますので、次年度、この道路については、現在課税されておりませんが、私有地でございますので、私は課税の必要があろうかと思えます。

そういうことを踏まえ、次年度の課税に対してしっかりとやっていただきたいと思いますが、その考え方をお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 永嶺税務課長、自席にて答弁。

○総務部税務課長（永嶺早苗君） ただいま質問のありました道路に関する課税の考えとということにつきましては、私のほうから御回答させていただきます。

土地の地目は登記に記載されているものですが、固定資産評価上の地目は、当該土地の現況を重点に置き、土地全体としての状況を観察して認定するものとされています。

該当の土地は令和4年7月に養老町から払い下げたもので、このときに地目を公衆用道路として保存登記されております。これは、登記官がこの土地を公衆用道路として認定していたということです。この保存登記の情報を受け、町としても年末に現地確認を行い、同様の認定をしております。

現在は車の通行を制限しているということですが、地元からの要望により、安全を確保するために制限しているとお伺いしております。今年も年末に現地確認を行いますので、様態が変化しないことが確認ができましたら、現行どおり公衆用道路として非課税としたいと考えております。以上です。

○議長（野村永一君） 竹中産業建設部参事、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま松永議員の開発に関し、大いに町として関わっていく必要があるのではないかとこの御質問に関しまして、私のほうから御回答をさせていただきます。

これまで開発事業者に対し、道路内に埋設される配水管 ―― 水道管でございますが ―― などの取扱いに関する協定を取り交わしておりますし、道路、排水路につきましても、開発の協議段階において地元を含め協議を行い、同意を得ております。

今後も、これまでと同様に地域の皆様に御不便がないような関わり方として携わってまいりたいというふうに存じます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（野村永一君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再々質問をいたします。

最初の質問の中で、養老町内の企業誘致に関わる用地の対応はどのようにしているかということ、私、お聞きしましたので、ここ以外の企業誘致の用地が養老町内にどのようにあるかを1つお答えいただきたいということと、もう一点は、先ほど税務課長のほうから答弁がございましたが、固定資産税というのは町税であります。町の責任で私は課税できると考えております。特に農地並み課税というのは、一般の方が宅地、また一般雑地を農地並み課税に申請する場合、非常に厳しい基準がございます。これは私個人も経験をいたしました。

現地を確認していただいて、果樹が植えてあるか、また農産物が作付してあるか、それしっかり現地確認をして、それを認可された後に、そこが農地並み課税になるということを経験しております。果樹でも、植える場合、本数が少ないと農地とみなされないということも聞いておりますので、現況、私は農地転用された後の土地は一般雑地と考えますので、その一般雑地に関して作物がつけてない状況が6年、7年続いておるのが現状です。やはりしっかりと税の公平、平等性から考えて、地元からもいろんな御意見をお聞きしますので、しっかりと対処していただくことを、これはお願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ここ以外の企業誘致の土地でございますけれども、例えば養老のサービスエリアのスマートインター北側は、今、いろんな企業のほうからお尋ねがございますし、当然、サラダコスモさんが来たところの周辺ですね。農振農用地じゃない農振除外地のところでいきますと、国道258号線沿いの船附地内には農産法の指定の地域もございますので、そういったところも県の企業誘致課と相談しながら事務方のほうでは進めておりますので、御報告だけさせていただきたいと思っております。

固定資産税の評価基準におきましては、農地法上の4条及び第5条の規定によりまして、農地転用許可を受けた土地の評価については、農地法上の規制が除外され、宅地等として潜在的価値を有すると考えられるため、「宅地介在農地」というんですけれども、宅地並みの評価を行うこととされております。

この宅地介在農地として評価するとなると、転用に着手しておらず、現況が農地のままである土地の評価が宅地並みになりますので、当町では以前から納税者有利の観点から、転用がされるまでの現況に変化がないことを確認した上、農地として評価することとしております。

この企業のケースの場合については、現在、宅地介在農地の評価をするということとなりますと、税の公平性の観点から整合性に欠けるため、養老町内の対象となる筆全てに適用させる必要があると考えられますので、現時点でこういった宅地介在農地の評価方法を採用するという事は少し難しいのではないかと考えております。

しかしながら、宅地介在農地の評価法の採用につきましては固定資産評価基準でも示されておりますので、今後、議論する課題として捉えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○10番（松永民夫君） 終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、10番 松永民夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分といたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

4番 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

この質問に関連した質問を9月に水谷議員がされておりますが、私からも質問させていただきます。

性的マイノリティー（少数者）の方々の権利擁護のため、本年6月、国会において通称「LGBT理解増進法」が制定されました。アメリカのエマニュエル駐日大使はG7で、LGBTQの差別禁止を定めた法律がないのは日本だけと法整備を訴えておられました。6月に日本も制定されることになりましたが、実際はG7の国々も差別禁止の中にLGBTQへの言及があるのみで、LGBTQ差別禁止に特化した法律ができたのはG7で日本のみの法律となります。

性的マイノリティーの方々への差別や偏見はあってはならないことで、理解することは大切なことであると思います。養老町も「人権擁護の町」宣言をして、今までも様々な取組をされておられます。それぞれの国には文化風習の違いがあると皆様も認識されていると思いますが、欧米諸国ではかつて、同性愛が犯罪の対象だった時代もありました。病気とみなされ、治療されるということもあったそうです。

それゆえに、このような法案が重要とされてきたと思いますが、日本はもともと性の多様性に理解がある社会であったように思います。様々多様性のある芸能人の方たちが以前よりテレビでも活躍されています。そうした国々と日本は、文化的にも、法律的にも、LGBTQについての受け止め方は異なっていると考えます。

LGBT教育について、今回の法制化では理解増進の取組を促す努力規定が定められています。理念法であり罰則はないものの、労働者への普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保などを行い、理解増進に努める。学校設置者は、家庭及び地域住民、その他の関係者の協力を得つつ、児童・生徒らへの教育、また啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保などを行い理解増進に努めるとされていますので、各自治体も今後そのように動いていくと思われまます。

1つ目の質問として、6月に国会で成立しましたLGBT理解増進法の概要を御説明ください。

海外ではLGBTについて幅広い取組がされていますが、混乱も起きております。例えばスポーツでいえば、アメリカの陸上競技では、トランスジェンダーの選手が首位となり、問題となり、今年3月には世界陸連が、男性として思春期を過ごしたトランスジェンダーの選手が女子カテゴリーに参加することを禁止すると発表し、ラグビーや水泳など他の競技でも同様の措置が取られ始めています。

また、アメリカでは、自称トランスジェンダーの男性が女性サウナに入り、差別してはならないと訴え、暴動にまで発展したという事件もありました。

日本でも、理解増進法を国会で議論しているさなか、三重県の津市で、心は女と女装した男性が女性用浴場に侵入する犯罪が起きました。こうした事件への懸念もあり、政府は理解増進法が施行された6月に、身体的特徴で判断するよう、浴場や旅館の事業主に通知したということです。

今年4月にオープンした東京新宿にある東急歌舞伎町タワーでは、多様性を認めるまちづくりの象徴として設置されたジェンダーレストイレが、開業直後、安心して使えない、性犯罪の温床となるなど抗議が殺到したため、僅か4か月で改修されました。

2つ目の質問として、今後、自治体で理解増進法に基づく取組がされていくと思いますが、こうした事例も参考に、女性、子供が守られるような施策も進めていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答させていただきます。

1点目につきましては、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法の目的は、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分ではない現状に鑑み、国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念等を定め、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に寛容な社会の実現に資することとしています。

また、全ての国民が、その性的指向またはどのようなジェンダーアイデンティティーに関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであると基本理念を定めています。

地方公共団体は、基本理念にのっとり国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策を策定及び実施に努めるものとなっています。

2点目につきましては、本町は平成12年に「人権擁護の町」宣言をしております。宣言では、「わたしたちは、相手を尊びお互いに思いやり、差別のない明るく住みよい町

をめざし一人ひとりが健やかな人権意識の高揚に努めます。ここに、わたしたちは、すべての人が心豊かで安心して暮らせる町を築くことを誓い、本町を「人権擁護の町」とすることを宣言します」としています。

全ての町民一人一人が個人として尊重され、お互いに尊重し合える、そして誰もが幸せに生きる社会を目指す上で、性的マイノリティーに関する偏見や差別についても他の人権課題と同様に解消することが必要であり、人権擁護推進大会の開催、人権啓発冊子の各戸配布、また人権擁護委員による人権相談や人権創作劇を実施するなど、人権擁護委員と連携し、差別解消に向けた人権啓発活動に取り組んでいます。

先ほど海外の事例等を御紹介いただきましたが、正しく理解されてないために起こった事例ではないでしょうか。このLGBT理解増進法では、地方公共団体の努力義務として、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性の理解の増進が示されています。偏見を解消して正しい理解を得られるようにしていく、そのような行動ができるよう啓発していくことが大切であると考えます。

また、国の役割として、国民理解の増進に関する施策の策定及び実施が努力義務とされていますが、今年8月に基本計画や指針の策定に向けた議論が始まったところです。今後、国からこれに関わる指針等が示されたときには、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） では、今後よろしくお願いたします。

教育についてもお尋ねしたいと思えます。

9月の一般質問で、学校現場での児童・生徒への学習の取組についての質問答弁においては、養老町の学校では人権教育を全ての教育活動の基盤として取り組んでおり、LGBTQや性的指向の多様性について様々議論し、学習する機会を設けている。また、LGBTQについて関心を持ち、正しく理解できるように取り組んでいると答弁いただいています。

差別やいじめをなくす人権教育として必要であるということは十分理解しております。ですが、性の多様性を教える教育は、単なる人権教育にとどまらず性教育としての側面を持つことにもなり、十分配慮が必要だと考えます。小さなお子様を持たれる御家庭の中には、この教育が子供に与える影響を大変心配されております。私もそのように感じております。理解増進法でも、LGBT教育に関して「家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ」という条文が含まれております。

LGBT教育に先進的に取り組む欧米では、体の性と心の性が一致しない性別違和を訴える若者が急増し、子供たちが性別移行のため、ホルモン治療や手術を行う例が増えているといえます。また、その後、性別移行したことを後悔するケースも出ているよう

です。

そうしたことから、アメリカでは昨年4月、フロリダ州で物事の判断が明確にできない児童を守るため、小学3年生までの児童に性的指向や性自認について学ぶ機会を与えないよう厳格に制限することを法律で決めました。また、今年4月には同州で、治療として子供に性自認を迫ったりホルモン投薬や性転換手術をしないよう、新たに法制化されております。

現在、アメリカ全土で525件以上の反LGBT法案の提出があり、2023年6月段階では70件以上が可決され、過度なLGBT権利擁護に対する揺り戻しが起こっている状況です。こうした反動は、イギリスや他の欧米諸国でも起こっています。

このように、LGBT教育が先行している海外では、児童へのLGBT教育が様々な悪い影響も与えている状況がございます。特に性別は男女の2つではなくグラデーション、好きになるのは異性でも同性でも構わないというメッセージが子供たちに混乱を与えていることも懸念されます。

日本でも、NPO法人Rebitの小学校高学年を対象にした調査によれば、LGBT教育を行った授業の前後で、性別は男と女しかいない、男の子は女の子を、女の子は男の子を好きになるのが当たり前という質問に「いいえ」と答える人数がほぼ倍増したということです。よくも悪くも児童にとって教育の効果は非常に大きいということがうかがい知れます。だからこそ、この教育の内容は慎重に慎重を重ね検討していく必要があると考えています。

7月には文部科学省が、LGBTなど性的マイノリティーの方への理解増進法の施行を受けて、LGBT団体が学校で講演の実施を申し入れた際に、教育の中立性を確保するよう求める文書を19日の自民党会合で示したことが産経新聞で報道されています。

資料によると、文科省は、LGBT団体が学校で講演を申し入れた際は、教職員に児童・生徒の発達の段階を踏まえた影響などについて慎重な配慮を含め、教育の中立性の確保に十分な注意を要請しているということです。こうした通知の背景には、政治色の強い団体や求心的な団体を教育現場から排除する願いがありましたが、こうした方針が守られない事態も確認されているとも報道されていました。

性的マイノリティーであることを理由に差別やいじめを行うことは許されることではありません。また、当事者として悩みを抱える生徒や保護者の方には、きめ細やかな配慮が必要であると理解しております。大人でも大変難しい問題ですので、子供たちに教えることは、さらに慎重に考えなければならないと思います。保護者の理解と協力をいただき、安心して子供を任せられる学校にと願っております。

質問させていただきます。

大人と違い、様々な情報から影響を受けやすい子供たちへの性の多様性に関する全体教育については、こうした海外の事例も踏まえまして、今後も文部科学省のガイドライ

ンに沿った形で実施していただきたいと思います。今後の取組はどのようになりますか。

特に、条文の「家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ」という箇所について、当町においては具体的にどのように協力を得ていきますか。現在のところの計画はどのようになりますか。

○議長（野村永一君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） では、ただいまの清水議員の御質問にお答えします。

LGBT教育に関わる本町の取組については、議員の御説明の中にもあったとおりです。本町は、人権教育を基盤として大切にしながら学習を進めてきておりますので、そのおっしゃってくださったとおりです。

その中で、特に子供、地域、家庭とか、そういったところとの連携ということについて申し上げますと、まず1つは、教職員も含めて、子供たちだけでなく正しくLGBTQについて関心を持ち理解してもらうために研修をしております。

また、保護者の方にも、実はこれは保護者の方自らがそういう企画をされたのですが、LGBTQに詳しい講師の方をお招きしてPTAの研修会で学んでられました。まず正しく知り、正しく理解するということが、その基本であると思います。

学校の授業等のことにつきましては、LGBT教育を取り上げることについては、子供の発達の段階に十分配慮する必要があると考えます。教育の内容については、学校全体で共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導の内容を区別しておくことが大切だと考えています。小・中学生はアイデンティティーが確立されていない多感な時期だけに、年代によっては、そのことを理解することが難しい場合もあります。また、個人差や発達の段階に違いがあるため、子供一人一人が持つ意識は同じではありません。性的指向についても固定化して捉えず、変化することがあるというふうにも考えることも大切なことだと考えています。

今後も引き続き、正しく知る教育を充実させるとともに、性的指向についても人権が尊重される教育を進めてまいりたいと考えています。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 今後もいろいろな問題が起きてくるかもしれません。差別やいじめを行うことは許されることではありません。差別をしないという精神を大切にしつつ、与えられた命、両親からいただいた命と肉体に感謝して、男性、女性、それぞれの強み、輝きの違いを考えていくこと、与えられた性の意味を考えることも大切ではないかと考えております。

質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、4番 清水由美子君の一般質問を終わります。

次に、7番 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 議長より発言の許可をいただきましたので、新年度の地域振興のイベントについての質問をさせていただきます。

これまでに地方創生やまちおこしといった言葉が多く聞かれ、地域の特色を生かした様々な地域イベントが開催され、地域活性化に貢献してきました。

近年は、コロナ禍で中止、縮小を余儀なくされましたが、5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類になり、コロナウイルス感染症の流行前のように多くのイベントが開催されるようになりました。

令和5年度は養老公園県営化100周年という養老公園であり、本町におきましても4年ぶりになる、まるごと肉まつりや環境問題などの課題解決のためのSDGsマルシェも開催されました。まるごと肉まつりでは、6万人を超える来訪者があったと聞いております。このような地域イベントでは、多くの人に養老町が認識され、観光や関係人口の拡大に寄与したものであり、大変効果があったと思います。

来年度は町制70周年の節目の年であり、本町の総合戦略に掲げる魅力あふれる地域づくりの推進としてもPRを行う絶好の機会であると考えているが、それらを踏まえ地域イベントの開催の予定はありますか、質問します。以上です。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいまの吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

来年度は1954年（昭和29年）11月3日に、旧の高田町、養老村、広幡村、上多度村、池辺の大字大巻、根古地、瑞穂、大場、釜段、笠郷村、小畑村、多芸村、日吉村、不破郡合原村の室原の区域、1町9村が合併して養老町が発足し、70周年という節目の年を迎えます。

これまで本町が発足後、昭和34年、集中豪雨による池辺地区の根古地堤防決壊と伊勢湾台風による多芸輪中の再びの冠水がございました。昭和47年には台風による牧田川の中堤の決壊、平成14年には台風6号による町内の6地区の避難勧告が発令されるなど、幾多の多くの災害に見舞われてまいりました。

これらの災害に見舞われた中でも、昭和39年には1964年東京オリンピックの聖火が町内を通過するとともに、町制10周年という記念の式典が執り行われております。昭和48年には町民憲章の制定、昭和51年には町の人口が3万人を突破、昭和60年には第1回の養老町産業祭が開催されております。平成14年には岐阜県文楽・能大会ようろう2002年が開催されるなど、地域の魅力を創出した様々なイベントを開催し、町民が一致団結し、復興を果たしながら明るい未来の創造のために前進してまいりました。

このように、様々な機会を捉え開催するイベントは、養老町に対する町民の誇りが高まるとともに、地域の絆がさらに深まったものであるというふうに考えております。

あわせて、地域のイベントを開催することは、地域独自の資源を大切にする文化的効果、地域産業の活性化といった経済効果など波及効果が期待でき、魅力あるまちづ

くりにつながるものと考えております。

来年は、議員御指摘のとおり、町制70周年の節目の年を迎えますが、岐阜県では「清流の国ぎふ」文化祭2024（第39回国民文化祭及び第24回全国障害者芸術・文化祭）が開催される予定となっております。町制70周年を迎え、そうした事業と連携することで、その効果を最大限に発揮し、本町の魅力を町内外に発信する絶好の機会になるというふうに考えております。

多くの町民の皆様の参画を得ながら、町民に楽しんでいただく産業の分野では（仮称）産業フェスタ、また文化芸術の分野では薪能などを開催してまいりたいというふうに考えております。

今後とも魅力的なまちづくりを推進していくため、町民の方々が関わり、積極的に参加できるイベントと地域のつながりを大切にしながら事業の計画を実施し、併せまして関係人口、交流人口の創出を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） ありがとうございます。

今、町長のほうから、来年度、70周年の節目ということで、今までなかなかやってこなかった産業フェスタが来年度は催されるということで、本当に地域にとってもいい活性化になると思います。こうした中で町制70周年を盛り上げるためにも、いろんなイベントをして町政の活性に一つ生かしてもらえばありがたいと思いますので、ぜひともよろしくをお願いします。

これもちまして質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、7番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

次に、11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき3件で質問をいたします。

異常な物価高騰が収束しません。2023年通年の値上げ品目は、累計で3万2,395品目です。1回当たりの値上げ率の平均は15%となり、前年度の水準、2万5,768品目、値上げ率14%を上回る記録的な値上げラッシュの1年となりました。

民間信用調査会社の帝国データバンクは、今後、円安の長期化や原油高を背景に、紙パックや食品トレー、包装フィルムなどが順次値上がりする見通しで、飲食料品への価格転嫁に大きな影響を及ぼす可能性があるとして指摘しています。

新年度、税と社会保障の負担、物価高騰の対策にどう取り組むのか、川地町政の手腕が問われています。

1点目は、町民の暮らしを支える予算編成を求め、4点で質問をいたします。

1点目は、一般会計・特別会計における公共料金の引下げも視野に入れた予算編成を

求めますが、見解をお聞かせください。

2点目は、新規・一部新規事業、拡充事業、継続事業、廃止事業及び各種団体補助金の基本的な見解をお聞かせください。

3点目は、所得減税などの恩恵に及ばないはざまの町民、つまり所得税は非課税でも住民税を納付する町民や納税額4万円未満の減税の効果を十分受けられない町民へ町単独施策を講じるべきと考えますが、創設にいての見解をお聞かせください。

4点目は、議会や町民への重要施策に対する情報公開や透明性の確保に対する取組です。

令和4年度の決算認定における監査委員の決算審査意見書に、新食肉基幹市場建設候補地選定に至る過程の情報発信は十分とは言い難いと指摘されています。今後は、広報やホームページなどを通し、適宜情報を伝えるほか、地域住民への丁寧な説明を継続してもらいたいとの文面が明記されました。議会からも複数の議員がこの点を強く指摘しています。

新年度におけるこの重要施策も踏め、情報公開や透明性を町民の知る権利を保障する立場で検討されていくのか、お聞かせください。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の公共料金の引下げも視野に入れた予算編成についての見解でございます。

令和6年度予算編成の基本方針といたしまして、養老町まちづくりビジョンに掲げます町の将来像「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」を実現するため、5つの施策と10の戦略を養老町総合戦略に定める主要施策を中心に推進してまいります。

特に、子育て世帯に対する支援、地域経済の活性化と雇用の創出、DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する施策と町制施行70周年の記念事業を重点的に推進してまいりたいと考えております。

住民の負担軽減に関する事業といたしましては、令和5年度より実施している小・中学校における学校給食費の一部公費負担を継続してまいります。

また、町単独での支援には限界がございますので、低所得世帯を対象といたしました物価高騰に伴う低所得世帯支援事業のように、国庫補助金等を活用した支援策の検討を引き続き行ってまいります。

公共料金の引下げにつきましては、全国的な公共料金の推移や国、県、近隣市町の動向を踏まえながら、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

2点目の新規・一部新規事業、拡充事業、継続事業、廃止事業及び各種団体補助金に関する見解でございます。

将来世代の負担にも配慮した持続可能な財政運営を行っていくため、町民ニーズの低

い事業や国・県の補助金等が打切りとなった事業については廃止または規模縮小の見直しを行い、新規・拡充事業の財源の創出、本当に必要な事業を選択し、財政の健全性を確保しつつ各種事業を実施してまいりたいと考えております。

各種団体の補助金につきましては、補助要綱の見直し時期を設定しております。補助金の見直し等の視点及び交付に関する基準に基づき、その補助金の必要性、金額の妥当性等についても検証を行ってまいります。

続きまして、3点目のはざまの世帯に対する支援の創設についてでございます。

税制改正による定額減税と住民税非課税世帯への支援との間にある世帯ということに対する対応につきましては、令和5年11月に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策においても言及されており、昨日、1点目といたしまして、個人住民税均等割のみの課税されている世帯への給付、2点目、子供の加算、3点目、新たに住民税非課税世帯等となる世帯への給付及び4点目でございますけれども、調整給付について、その概要が示されたところでございます。

総合経済対策に記載されているとおり、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施することとなりますので、定額減税との関連等によりまして複雑な制度となってまいりますので、対象となる方につきましては、迅速かつ丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

4点目の重要施策の情報の公開・透明性の確保についてでございます。

町民の知る権利を尊重し、重要施策の情報公開を行うことは、公正で開かれた町政の実現に向け、大変重要であると認識をしております。

例として挙げられました施設につきましては、公共の利益を守るため開示できない情報もあり、全てが開示できるものではございませんので、事業の進捗に合わせて地域住民への説明会などを実施するなど、丁寧な説明を心がけてまいりました。

この事業のように、情報の性質上、開示できないものもございまして、事業に支障のない範囲におきまして、広報、ホームページ等を通じまして情報の公開を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 新年度予算の編成の再質問を行います。

1点目は、新年度の重点施策から再質問いたします。

まず、子育て支援についてです。

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性はその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子供の数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07人を下回ると、将来人口が減少するとされています。

養老町は、2000年から2022年までの間で、2009年の1.49人が一番高く、その後は全国

や岐阜県平均を大きく下回っています。全国的に合計特殊出生率が深刻な中、岡山県奈義町は2.95人と3人の子供を出産するというふうな高い出生率で、今、全国が注目している町の一つです。子育て予算は町予算の15%、子育て支援施策は大学生までを対象とするなど、予算面でも子育て支援策を保障しています。

改めて伺います。町長は、重点施策とする子育て年齢や子育て予算額を新年度にどう反映するお考えでしょうか。

2点目は、行政のデジタル化についてです。

町民の暮らしに役立つデジタル化は否定するものではありません。しかし、システム障害や個人情報の漏えいなど、安全性やデータ保護を確実にする規制やルールの制定、監視、監督への遅れが深刻なことが露呈されています。町民のプライバシーや個人情報を守る上で、個人情報保護法を基に施行条例の運用を再確認し、不十分な点を改善する努力をしていただきたいと思います。この間の個人情報の漏えいも含め、見解を求めます。

3点目は、町制70周年記念事業についてです。

町民の声として、「物価高で生活が苦しい中、税金などを納めていくことになる。派手な取組にするのではなく、できるだけシンプルに。例えば簡単なセレモニーだけでよいのではないか」との声も寄せられています。予算規模や事業メニューなどは、これから詰めていくことになると思いますが、この時点での町長の見解をお聞かせください。

4点目は、重要施策の情報公開や透明性の確保についてです。

新食肉基幹市場建設候補地制定については、公共の利益を守る立場からの対応である旨の答弁をされました。公共の利益とは何でしょうか。誰のための公益を守る立場でしょうか。行政でしょうか。町民でしょうか。

新年度の新規事業として、小学校の児童の減少から学校の在り方検討委員会を立ち上げ、結論が導かれていきます。この委員会をどう運営していくのかも問われます。傍聴の考え方も含め、会議内容における町民への説明、公開、議事録も含む透明性の重視は、町民が行政を信頼する基礎になります。一人でも多くの町民が納得し、理解し、よりよい結論に至ったと思える公共の利益を追求しなければなりません。再度、町長の見識を伺います。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再質問にお答えいたします。

1点目の子育て世帯に対する支援についてでございますが、令和5年度は児童相談システムの導入や使用済み紙おむつの自園廃棄を開始、子供の遊び場整備補助金制度等を創出したしております。

また、留守家庭児童教室では、保護者の就労における多様なニーズに対応するため、第1学年から第4学年までの利用資格を第6学年まで拡充するなど、子育て世帯への支

援に取り組んでまいりました。これらの支援については、令和6年度についても継続して実施してまいります。

町といたしましても、現在、新年度に向けた予算編成に取り組んでおり、さらに子育て世帯の負担軽減につながるような施策を検討してまいりたいと考えております。

2点目でございます。行政のデジタル化についてでございますが、町民の暮らしにおいて様々な分野のデジタル化を進めることは、町民の利便性向上につながる手段として欠かせないものだと思っております。

今後においても、業務で使用するシステム障害や個人情報の漏えい等を未然に防ぎ、町民の個人情報等を守ることが重要であり、信用なくしてデジタル化は進められないと考えております。

先般、再委託先の元関係社員によりまして、国民健康保険の被保険者の個人情報が不正に持ち出され、第三者に流出したことが判明しました。この場をお借りまして、改めておわびを申し上げます。本当に申し訳ございません。

本件を踏まえながら、発注者としての責務として、今後、事業者選定時から受注者に対しまして委託契約締結時における秘密保持及び個人情報保護を遵守するなど厳重な情報管理の徹底を促し、未然に防止をしていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町民の方々の大切な個人情報を取り扱うことから、個人情報保護法等を遵守しながら、適正に業務を遂行してまいりたいと考えております。

3点目の町制施行70周年記念事業につきましては、養老町企画調整会議及び養老町制70周年記念事業の実実施計画作成プロジェクトチームにおきまして、養老町制施行70周年記念事業の基本方針に基づき、現在検討しているところでございます。

基本方針では、町民の皆さんと一緒に養老町の歴史や文化、地域資源などの魅力を再認識するとともに、広く強く町内外に発信してシビックプライドの醸成を図るとしております。町や地域住民、各種団体等が主催する事業の展開により、全町を挙げて「人があつまり 楽しくいきがいのあるまち」の実現を目指してまいりたいと考えております。

一方で、物価高騰の影響は、町民生活をはじめ広範囲に及んでいることから、既存事業の有効な活用も念頭に検討してまいります。

私もいろんな場所でいろんな意見交換をする中でそういったことも、議員のほうにもいろんな意見が寄せられておるかと思っておりますけれども、私のほうにもいろんな意見をいただいておりますので、そういったところを加味しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の重要施策の情報の公開・透明性の確保についてでございます。

先ほど、公共利益を守るため開示できない情報もあり、全てが開示できるものではございませんと申し上げましたが、これは意思形成の過程においての情報で、開示することにより事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあることなどについては公開でき

ないという旨のことをございます。

重要施策については、公正で開かれた町政を目指しながら、町民の知る権利を尊重する観点から、事業に支障のない範囲において広報やホームページなどを通じて情報の公開に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 国は異次元の少子化対策を掲げ、子供の育ちを支え、子育て負担を軽減するとしていますが、現場の体制や予算面での保障など、様々な課題克服への懸念の声も広がっています。

しかし、子育て支援の充実は、例えば20代から30代世帯の移住の決め手の40%の理由が子育て環境の充実との統計もあります。令和2年度から令和6年度を期間とした第2期養老町子ども・子育て支援事業計画は新年度が最終年度となり、第3期の取組に向け、既にアンケートが実施されていることは承知しています。

時代の要請に応え、親のニーズや町にとっての効果的な施策の充実と財源を確保する町の姿勢が問われます。従来の予算措置でなく、子育て支援に係る予算を拡充した予算編成に取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

また、食肉基幹市場建設候補地の制定については、公開することにより事業の目的が損なわれる。公正かつ円滑な執行に著しく支障がある。公共の利益を守るため、審議過程を規制したとの重ねての答弁だったと思いますが、監査委員の決算審査意見、町長はどう受け止められているのでしょうか。

基本は、全ての行政執行は税で予算措置をされています。だからこそ町民の知る権利を尊重し、説明責任を全うし、透明性のある公正で民主的な開かれた町政を進めることが求められるのだと思います。そのことが、さらに町政に対する町民の理解と信頼を深め、町政を身近に感じ、行動、参加を促すことになるとと思いますので、強くこの点も要望しておきたいと思います。

質問です。

新年度において、国の地方創生臨時交付金「重点支援地方交付金」や特別交付税措置などの追加が期待されます。町民の間に不公平が生まれない推進事業メニューを検討していただきたいですし、養老町の住民税非課税世帯の7万円交付は、町長、どの市町よりも早く届けるようにしたいということを強調されておりますが、私は申請型からプッシュ型に検討されることを強く要望しますが、この点についての2点での答弁をいただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再々質問にお答えさせていただきます。

監査委員さんの意見というのは非常に重いと私は思っておりますので、そういったと

ころは意見としていただいておりますので、尊重してまいりたいというふうに考えております。

再質問の中で、新年度における重点支援、地方交付金やそういったものを、現在のところ国からの通知はございませんが、物価高騰が今後も長引く場合も想定しながら、今後必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えておりますし、先ほどおっしゃられました7万円の給付のほうですけれども、これをプッシュ型のほうで交付するような形で、今、事務方のほうと進めておりますので、今議会本会議、定例会が終わった後に、速やかに対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[11番議員挙手]

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 必要な方たちにいち早く手渡るということで、大変、行政のスピードがここでも実証されて、ありがたいことだなというふうに思っております。

次いで、学校給食について4点で質問をいたします。

給食も学校教育の一環として取り組まれてきた県内一誇れる養老町の学校給食は、施設の老朽化、少子化、調理員の人材確保など、様々な要因から今後の運営についての再検討が求められています。

1点目は、新年度における給食費の公費負担率の見解を求めます。

21年前、学校給食の無償化を公約に掲げたとき、給食費ぐらいは親が払うべき。ずうずうしい公約ではないかとの町民の方や、議員、保護者からの声も届きました。しかし、全国で無償化する市町村が増え、市町村長選や県議・市町村議会議員選挙で公約に掲げる候補も多くあり、政治的、社会的な施策へと展開しています。

養老町議会でも、これまで複数の議員が無償化実施の立場から取り上げています。保護者からは、家庭の経済状況は、コロナ禍の影響や物価高騰の影響を受け余裕がなく、近隣市町での無償化が羨ましいの声も聞きます。さらに、町民の方から、どの自治体でも予算の1%があれば無償化は可能であると聞く。今後、児童・生徒数が激減することなので、町の予算は増えることはない。垂井町のように完全無償化は当然ではないのかとの声も届きます。

令和5年度は、新規事業として給食費の段階的な公費負担を2割とし、小学校で1,126万7,000円、中学校で832万6,000円、1,959万3,000円の事業化をしました。町長は、切れ目のない子育て支援の姿勢を示されています。子育て世代の負担軽減を図りたいと、これまで議会内外で述べられています。子供の食は、親の責任ではなく、子供の健康と命を守る憲法で保障された子供たちの権利であり、無償化は道理があると考えます。新年度から完全無償化に対する見解を求めます。

2点目は、全小・中学校での自校単独方式から、養老小学校で上多度小、広幡小学校の給食を作り輸送する第一弾としての拠点化方式が取り入れられました。議会では、そ

れに伴い大改修した養老小学校の給食施設を見学し、調理員の方々からの声もお聞きしましたが、教育委員会としての評価と今後の計画についての進捗状況をお聞かせください。

3点目は、給食費の公会計化についてです。

新年度に完全無償化になれば必要のない質問になりますが、文部科学省は、給食を提供している公立小学校のうち、給食を学校に担わせている教育委員会が全国で6割を超え、教職員の負担軽減から公会計化を早急に進めるよう各教育委員会に通知したと、9月18日付の朝刊が報じています。

給食を無償化している教育委員会を除き、2022年5月1日時点で公会計制度を導入し、徴収・管理をしているか否かを調べ、導入していない教育委員会でも454教育委員会（30.4%）は準備・検討中と回答したと報じていました。導入予定がない自治体は、教育委員会の経費や人員の確保ができないことを理由に上げています。

2019年の文部科学省の諮問機関である中央教育審議会の答申では、徴収・管理は学校以外が担うべき業務とされ、給食費は自治体による徴収を基本とすべきとしています。教育委員会の見解をお聞かせください。

4点目は、オーガニック（有機農産物）給食の導入について伺います。

オーガニック給食を全国に先駆け取り入れたのは、今から56年前の福岡県の高取保育園で、園長の知育・体育の前に食育があると、アトピー性皮膚炎がきっかけで、和食、無農薬、無添加の給食を始めたのが最初と言われています。

行政支援としては、農林水産省はみどり戦略と予算でオーガニック給食などの取組を応援しています。文部科学省は、学校給食地場産物使用促進事業として、学校給食における地場産物の活用は、子供たちが身近に実感を持って地域の自然や環境、食文化、産業について理解を深め、生産者や生産過程を理解し、食べ物への感謝の気持ちを抱くことができる。国の食育推進基本計画に学校給食の地場産物の使用目標を掲げており取組を推進する必要があると、支援できる予算を確保しています。

農林水産省農産局農業環境対策課は、市町村を対象にした令和2年度における有機農業の推進状況調査によれば、有機食品を使用しているのは123市町村で、オーガニック給食実現に向け活動中の市町村もあります。町としてのオーガニック給食導入の見解をお聞かせください。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 1点目の新年度における給食費の公費負担率の見解についてお答えさせていただきます。

コロナ禍や物価高騰等による不安定な社会経済状況を受けまして、子育て世帯の経済的負担軽減を求める声が高まっておることを踏まえながら、全国で学校給食を無償化するといったような自治体が増えつつあります。

現在、本町におきましても子育て支援の施策といたしまして、今年度から給食費の2割を公費負担しております。さらに、食材等の値上げや物価上昇分を補助するため、令和4年7月よりデザート分の経費を公費負担し、保護者の方の経済的負担の軽減を図っております。

本町の学校給食は自校給食方式であるため、各学校において給食運営を行っております。近年の物価高の影響を受け、本町における給食費の運営は一層厳しさを増し、食材の調達や日々の献立等に非常に苦慮している状態であります。

近年では、全国的にも給食費の値上げをせざるを得ない自治体が増えてきているほか、近隣の市町においても物価高騰分の公費負担や給食費の値上げを検討するなど、様々な取組が行われておるのが状況でございます。

今後、本町において万が一給食費を値上げするとなれば、各学校の給食運営委員会での理解や協力を得ながら進めていく必要がございます。それにはある程度期間を要することから、慎重に検討しなければいけないというふうに考えております。給食費を値上げすることを考えた場合、保護者の経済的負担が増えることにもなりかねません。

無償化につきましては、段階的に公費負担をしていくと考えております。町では、まず保護者の負担を増やすことなくできる支援策について考えてまいりたいと考えております。

今後については、物価高の影響に直面している現状を受け、給食費の現在の2割公費負担に加え、物価高騰相当分についてもさらに公費負担できるよう検討してまいります。また、デザート補助につきましても、来年度も継続して実施できるよう進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 2点目の御質問につきましては、実務的な内容が伴いますので、私のほうから回答をさせていただきます。

養老小学校を拠点校とし、広幡小学校、上多度小学校の3校において学校給食拠点校方式が導入されて1年余りが経過いたしました。拠点校方式の導入に伴い、養老小学校給食棟の大規模改修工事も併せて行い、給食施設の充実を図ってまいりました。

教育委員会においては、主に次の3点の成果があったと評価しています。

1点目は、拠点校である養老小学校に調理員を集約したことにより、調理をする上での調理員の負担感が軽減され、人材確保が十分とは言えないまでも、自校給食調理体制の安定化が図られるようになったことです。また、調理員の人件費につきましても、概算ではありますが、約200万円削減できる見込みであります。

2点目は、食材の納入について、3校分の食材を一括発注することから、食材購入のコスト削減と食材納入業者の負担軽減にもつながっていることです。

3点目は、給食施設の老朽化に伴い、各校における施設修繕が多く発生する中、拠点

校化により給食施設にかかる経費が1校に集約されたことで給食施設が整備促進され、コスト削減につながっていることです。

また、今年度は拠点校化された3校の児童を対象に給食アンケートを実施いたしました。広幡小学校と上多度小学校は、学校給食が配送方式になるため、味や温度、量について懸念をしておりましたが、保冷・保温は確実に保たれ、給食は従前と変わらずおいしいとの評価が得られました。子供たちに安心・安全・安定した学校給食の提供ができているものと評価しております。

拠点校化の今後につきましては、現在のところ具体的には決まっておりません。各学校の調理室の規模や施設の老朽化等を鑑み、まずは各学校の実態把握を行い、問題と課題の洗い出しを行った上で今後の方向性について議論してまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（野村永一君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） それでは、3点目と4点目についてお答えさせていただきます。

3点目の給食費の公会計化についてです。

本町は、従前より自校給食方式を実施しておりますので、学校ごとに給食運営委員会を設置し、給食費を集金し、食材納入業者へ支出する私会計方式を取っております。給食の食材納入業者の選定や契約についても学校ごとに行っており、食材納入業者は各校区や町内業者を優先して選定しています。

学校給食は、文部科学省が示す学校給食費徴収・管理に関するガイドラインのとおり、教員の働き方改革の推進に向け、公会計化を促進しております。公会計化になると教員の業務負担が減り、集金・支払い業務の効率化が図られるメリットがあります。

一方で、公会計化は集金・支払い業務を地方公共団体が業務として行うことになるため、人材の確保や情報管理に関する業務システムの導入に多額の経費を要するということが課題となっております。

本町は、一部の学校で拠点校方式を導入したとはいえ、自校給食方式を基本としていることから、各校区において地元業者から食材を仕入れています。公会計化になると、町内全ての学校の食材を一括納入することになり、地元業者に対する配慮の観点から、現状では難しいと考えています。

しかしながら、今後、残る6校についても拠点校化が進めば、納入業者も集約化できると考えられます。現段階において公会計化することは困難と思いますが、今後、町内全校において拠点校化が導入され、体制が整った段階で、公会計化について議論をしてみたいと考えております。

4点目のオーガニック給食の導入についてです。

学校給食の食材の選定については、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準に基づき添加物の少ないものを使用し、野菜や米、肉は岐阜県産、国産を使用しています。ま

た、毎月2回、JAから町内産の野菜を仕入れて使用するなど、安全・安心な給食の提供に努めています。先ほど地元業者の地産地消の部分のお話がありましたが、そのことにつながるものと思います。

化学合成農薬を使用しないオーガニック食材は体に優しく、水質汚染や大気汚染から環境を守り、自然環境と生態系を支えるなどの多くのメリットがあります。しかしながら、町の児童・生徒全員に供給する、提供する食材を確保するという事は難しく、安定的な供給ができないというのが現状です。また、物価高騰が続く中、コスト面においても課題があり、オーガニック給食を導入することは現状では難しいと考えております。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問いたします。

今年度、公費による給食費の2割負担が実施されたことから、保護者の間で、新年度はどうなるのか、無償化はいつになるのかというふうな声が寄せられます。やはり今年度2割負担を打ち出した以上は、段階的という部分で、もう少し保護者に具体的な説明責任があってもいいのではないかなというふうに思っております。

先ほど物価高騰分とデザート代を公費負担したいと強い意志が伝えられましたが、その分を合わせると、かなり3割負担、もしかしたらもっと公費負担率が多くなるのかというふうに思うんですが、どうしてそのような段階的な形での言い方になるのかということで、すごく保護者にとっては残念な税の予算措置になるんじゃないかなと思いますが、町長としてはどうしてそのようなことにこだわられるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、物価高騰の中で、国産品から輸入品に切り替わる食材が増えるのではないかなというふうな声があります。主食である米は、銘柄「ハツシモ」の岐阜県産米と承知していますが、引き続き提供されていきますか。パン・麺類が主食の小麦は、輸入小麦と国産小麦の使用率は何%でしょうか。輸入小麦はどこ国を使用しているのでしょうか。さらに、遺伝子組換え食品の使用状況や給食食材の安全基準を定めている自治体もありますが、この点での見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 先ほど来、何度もお話しさせていただきますけれども、議員は議員のお考え、いろんなところからの御意見、私には私なりの考えもありますし、いろんなところから意見も寄せられている中で、物価高騰の影響に直面している部分、保護者負担を増やすことなく、議員も先ほどおっしゃられておりましたけれども、給食費の2割の公費負担に加え、物価高騰相当分についても公費負担をしていきたいというふうに考えておりますし、少し給食費が物価高騰の分で、試算をしておる段階ですけれども、おおむね500円前後高くなるのかなというふうには思っております。現状の給食費の2

割負担に加えて、子供たちが楽しみにしているデザート補助、そして物価高騰分を負担したいということで、大体3割を超えるような額になるのではないかなというふうには考えておりますけれども、そういったところと物価高騰の動向や社会情勢を鑑みながら、保護者負担の軽減を図るべく議論をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 2点目の再質問の回答につきましては、実務的な内容が伴いますので、私のほうから回答をさせていただきます。

岐阜県の学校給食は、米飯、パン、ソフト麺、うどんの4種類を主食として取り扱っています。主食の一つである米は、銘柄「ハツシモ」と「コシヒカリ」の岐阜県産米を供給しております。これらの岐阜県産米は、今後も引き続き提供してまいりたいと考えております。

パンとソフト麺につきましては、岐阜県産小麦「さとのそら」を50%、外国産小麦を50%使用しており、この外国産小麦はアメリカ産を使用しています。また、うどんにつきましては、岐阜県産小麦の「さとのそら」のみを使用しています。米と小麦につきましては年に2回、残留農薬、重金属であるカドミウム、放射性物質の検査を実施し、子供たちに安全・安心な食材を提供しています。

遺伝子組換え食品につきましては、食糧問題や環境保全の観点からメリットはありますが、一方で特定のメリットをもたらす遺伝子組換え食品が自然の生態系を壊したり健康被害を引き起こしたりする可能性があると言われております。

こうした現状を踏まえ、本町におきましては、現在、遺伝子組換え食品は使用しておりません。また、今後につきましても、環境保全や健康・安全の観点から、使用する予定はございません。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 今後の拠点化方式についてですが、給食施設は地域のインフラでもあり、災害時の炊き出しなどにも非常に有効です。この視点も反映しながら議論を進めていっていただきたいなということを要望しておきたいと思っております。

オーガニック給食の実践は、これからの時代の要請に応えた課題であり、何よりも安全で安心な食材を子供たちに届けることでもあります。しかし、実現には、答弁にあったように、安全供給、調理現場の負担、予算など、解決しなければいけない課題が多々あると思っております。小麦、米、調味料、海藻、野菜など、遺伝子組換え食品ゼロや輸入食材の供給が少ないことも分かりました。地産地消を基本に、できるところから、変えやすい品目、変えやすい方法、変えられる量で、全国の先進地にも学びながら取り組む必要性を提起させていただきたいと思っております。

学校給食の無償化ですが、無償化を進めるかには、市長や町長、村長など、首長の姿勢が何よりも重要だと、全国の無償化の自治体で明らかになっていることを申し伝え、最後の質問に入らせていただきます。

3点目は、ゲートキーパー養成研修の創設についてです。

厚生労働省は、我が国の自殺者について、1998年以降、14年間連続して3万人を超えていたが、2010年度以降減少が続いている。しかし2020年度以降、前年比より増加傾向にある。また、小・中・高校生の本年10月の自殺者は45人で、過去5年間の最多となったと公表しています。

様々な悩みに対し、家族や仲間の変化に気づいて声をかける、本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける、早めに専門医に相談するよう促す、温かく寄り添いながらじっくり見守るという4つの役割を担うのがゲートキーパーです。

この事業はコロナ禍前から提唱され、全国各地で取り組まれてきましたが、4年間のコロナ禍の時期は事業の自粛をせざるを得なかったと思います。新型コロナウイルス感染症が5類の感染症に変更され、改めてゲートキーパーがクローズアップされています。

次の点で伺います。

当町のゲートキーパー事業におけるこれまでの取組と今後の事業計画について伺います。

2点目は、この事業については、大人向けなど様々な異年齢での研修テキストや動画を作成し、公開されていますが、小・中・高校生の児童・生徒に対して現在の啓発体制を伺います。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答を申し上げます。

命の門番とも言われるこのゲートキーパーは、自殺予防において大切な役割を担っています。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因が複数に絡み合い、追い詰められた結果であると言われております。

本町におきましては、平成31年3月に「誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現を目指して」を基本理念とし、養老町のち支える自殺対策行動計画を策定いたしました。その中で、正しい知識を普及することやゲートキーパーの役割を担う人の養成を推進することを基本施策として盛り込んでいます。

自殺予防には、悩んでいる人に寄り添い関わりを持つことで孤独・孤立を防ぎ、また必要な支援をすることも重要です。誰でもがなれるこのゲートキーパーに、一人でも多くの方が意識を持っていただき、それぞれの立場でできることを速やかに行動を起こし

ていただくことが自殺対策につながると考えます。

そのため、窓口で多くの住民と接する機会がある町職員には、令和元年度に全職員を対象にゲートキーパー養成講座を6回開催し、延べ282名が参加し、自殺リスクを抱えた住民に気づき、支援につなげる役割を担えるよう研修しています。以後毎年、初任者研修の中でゲートキーパー養成講座を取り入れ、ゲートキーパーとしての役割について学んでおります。

また、町民に対しましては、ゲートキーパー養成講座を町の出前講座のメニューに加えております。

今後、一人でも多くの方にゲートキーパーの役割や重要性を知っていただくため、広報やホームページで情報を発信し、出前講座等によるゲートキーパー養成講座への参加を促し、身近な大切な人の悩みに早く気づき、寄り添い支えることで、「誰も自殺に追い込まれることのないまち」の実現を目指してまいりたいと存じます。

2点目につきましては、養老町では二十歳未満の自殺者はいませんが、全国的に小・中・高生の自殺者数は毎年増加傾向が続き、令和4年は過去最多となり、深刻な状況です。

そこで、養老町自殺対策行動計画の基本施策の中で、SOSの出し方に関する教育についても推進しており、令和2年度より町内全小学校に出向き、5年生児童を対象にSOSの出し方教育を行っております。不安や悩みなどからつらい気持ちになったとき、抱え込まず助けを求めてよいことを伝えるとともに、誰にどうやって助けを求めればよいか、またストレスを感じたときの具体的な対処方法を学んでいただいております。

町自殺対策行動計画は、次年度計画策定に向け、現在、町民アンケートを実施しているところです。二十歳以上の成人だけではなく、今回は多感な時期にある高校生相当年齢の方に対しましても無作為抽出によりアンケートを郵送しております。若者の自殺対策の今後の施策に反映してまいりたいと考えております。

また、高校生相当のアンケートについては、相談機関の存在を知ってもらいたく、相談機関一覧表も同封しました。

今後、子供たちや若者が心の悩みを抱え込まずに気軽に相談できるよう、効果的な相談機関の周知につきましても強化してまいりたいと存じます。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 出前講座の中で位置づけられ、一般町民に向けても養成研修を実施するということですが、この研修を修了した人たちの活動の場ですね。例えば、私は、研修を受けた方々が、民生委員さんや各地区の支部社協の組織の構成メンバーとして位置づけられることも今後要望としてお願いしておきますが、そういう点からも組織的な位置づけの中で検討していただけることを希望して、今回の質問を終わらせてい

ただきます。

○議長（野村永一君） 以上で、11番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時5分といたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後1時05分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問をいたします。

年末を迎え、町内の至るところで道路工事の看板が目につく季節となりました。我が町もインターチェンジ開設から5年がたち、県営公園100周年を迎えた養老公園や焼肉街道へ向かわれる多くの来町者や、東海環状自動車道の南進工事に伴う大型車両により、交通量が増加してまいりました。

町道や県道、国道においても、施設の老朽化や路面の破損も目にするようになり、町民生活に直結した道路等のインフラ整備や環境について今後の課題や問題について4点お聞かせください。

1点目は、道路老朽化による陥没箇所の修繕など、町道や県道、国道に関する様々な要望をどのように国や県と連携し対応してみえるか、お聞かせください。

2点目は、10月にありましたまるごと肉まつり養老2023、また先月のSDGsマルシェ2023の開催により、養老公園周辺には多くの観光客が訪れました。県外の方々が車でお見えになりますが、携帯ナビで養老公園周辺の施設を検索され、養老インターチェンジを利用される方は、ルート案内で源氏橋交差点左折の案内が示され、県道56号、そしてこどもの国前交差点右折を示されます。

源氏橋周辺は道路幅も狭く、県道56号は大型トラックの交通量も多いことから、交差点での右折車両が交通の妨げになっています。携帯ナビのルート変更など、養老公園周辺の交通渋滞の解消の対策をお聞かせください。

3点目は、道路整備に付き物の橋梁です。

町内には大小河川が多いです。それに比例して橋梁の数も多く、そのほとんどが30年以上経過したものです。近い将来、一斉に架け替え時期を迎えると考えられますが、改修を含めた修繕計画をお聞かせください。

4点目は、大巻地区で始まる基盤整備事業です。

圃場整備の大区画化と幹線農道の拡張は密接に連動しています。本構想が達成するまでにはお金と時間もかかります。地下水位が高い地域ですので、すぐにでも道路等も補修が必要になると思われますが、具体的な計画をお聞かせください。

○議長（野村永一君） 吉村建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（吉村和人君） それでは、ただいまの西脇議員の御質問について、実務的な内容が含まれますので、1点目から3点目につきましては私のほうから回答をさせていただきます。

1つ目の様々な道路の要望をどのように連携し、対応していくかにつきましては、町道では土木要望や通学路交通安全プログラムのほか、随時、各地域の区長様からの情報提供を基に、職員が現地確認を行い、修繕等を行っております。

国道及び県道に係る小規模な修繕は、情報提供をいただいた箇所を職員が現地確認し、写真等のデータを国道・県道を管理する岐阜国道事務所大垣維持出張所や岐阜県大垣土木事務所と共有し、随時要望しております。

国道や県道での交差点改良など大規模な道路改良が必要となるものにつきましては、国土交通省大垣維持出張所管内市・町連絡調整会議や岐阜県土木関係事業に関する要望活動、また周辺市町や県内市町村で構成する各種協議会・同盟会などで要望活動を実施しております。

このように、町民の皆様の声が国や県に届くよう、町独自の要望や周辺市町との協力による要望を引き続き行ってまいります。

2つ目の養老公園周辺の道路渋滞の対策につきましては、今年度開催されました行政懇談会において養老地区より御要望いただきました車のカーナビでの表示が源氏橋を示すことから、多くの町外から養老公園に来園される地理感のない方が道路幅の狭い場所を相当なスピードで通過されると伺っております。

携帯ナビを運営する企業にも問合せをいたしました。最短を示す機能となっていることなどから特定区間を変更することは困難であると伺っております。

また、同所については、以前も県道を管理する岐阜県大垣土木事務所へ要望いたしておりましたが、行政懇談会で各地区からいただきました要望を基に、9月12日に村下県議と町長により岐阜県大垣土木事務所長に対し、来園者が狭い道路を通行することがないよう、県道への看板設置等による対策を講じていただくよう再度要望書に記載し、提出させていただきました。

岐阜県大垣土木事務所からは、今年度、養老公園が県営100周年を迎え、来町者も増加することが想定されることから、事業を推進する旨の回答をいただいております。

養老公園内の駐車場が無料化され、多くの車両が駐車可能となり渋滞対策となっていると考えておりますが、併せて公共交通機関の利用を呼びかけるなど、イベントごとに周知するよう努めてまいります。また、大垣養老公園線バイパスの早期完成に向け、要望を行ってまいります。

3つ目の橋梁の老朽化による修繕につきましては、平成26年3月31日に公布された道路法施行規則の一部を改正する省令において、橋梁などの道路構造物は、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で近接目視により点検することが定められており

ます。

本町におきましても、町内にある橋長2メートル以上の568橋を年100橋程度ずつ、国・県の橋梁点検要領に準じ、5年に1回のサイクルで点検を実施しております。

点検での健全性の診断は1から4の4段階に区分され、令和元年度から令和5年度までの点検結果では、現在、道路橋の機能に支障が生じない状態が291橋、道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態が268橋、道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期の措置を講ずるべき状態が9橋、道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置をすべき状態はゼロとなっております。

道路橋の機能に支障が生ずる可能性があり、早期の措置を講ずるべき状態の9橋につきましては、長寿命化修繕計画に基づき予防保全を行うことで橋梁の長寿命化を図り、道路網の安全性・信頼性を確保できるよう、社会資本整備総合交付金を活用し、順次修繕を行っております。

引き続き、町民の皆様が安心して通行できるよう点検を実施してまいります。以上でございます。

○議長（野村永一君） 竹中産業建設部参事、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの4点目の大巻地区で始まる基盤整備事業の道路拡張工事に伴う幹線道路等の計画についてはという御質問につきましては、道路建設事業、それから基盤整備事業と、それぞれ建設課、産業観光課所管事業に関わる内容となりますので、私から御回答を申し上げます。

大巻地区で始まる基盤整備事業の道路拡張工事に伴う幹線道路の計画につきましては、大巻地区を東西に走る大巻53号線の拡張を計画しております。国道258号と令和4年度に完成した揖斐川養老大巻水防拠点とを直結する重要な路線であり、当該道路の整備により緊急時の避難路確保及び脆弱な道路網の強化が図られることから、基盤整備事業に合わせて実施することで、事業費の圧縮と地域の皆様の交通利便性向上を図ってまいります。

また、基盤整備事業において、大型農業車両に耐え得る道路拡幅 —— 幅員5メートル程度でございますが —— を行うほか、圃場整備区域内を南北に抜ける基幹農道 —— こちら幅員6メートル —— を整備するとしております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 道路等インフラ整備についての修繕など、町民の要望や安心・安全のため、引き続き対応や対策をお願いいたします。

生活に最も身近な公共空間の一つである道路、通学路や側道や、あぜ道や農道、その所有者は町であります。保全に関しては地域の農業者や自治会、改良組合等で草刈り

などの維持管理がされています。農業者の高齢化や担い手不足、また昨今の夏の猛暑の影響で草の成長も著しく早く、ゲリラ豪雨などでの道路の浸食と維持管理に多くの課題が見られるのが現状です。

これらの対策には、多くの町民との協働が必要かと思われまます。道路整備の課題は、多くの町民の皆様が関心の深い生活の中で身近な問題です。安心して住みやすい町の基盤ですので、一部の地域に偏ることなく、全町のバランスをよく進めてほしいという声もありますが、町民の皆様には計画を明示していただき、計画に沿って進めてもらいますようお願いして、質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、3番 西脇康君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

---

○議長（野村永一君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は、明日12月21日木曜午前9時30分より再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後1時19分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月20日

議 長      野   村   永   一

議 員      吉   田   太   郎

議 員      早   崎   百 合 子